

外国人労働者の現状と 雇用管理について

「岩手労働局合同セミナー」説明資料

岩手労働局職業安定部職業対策課

外国人雇用対策担当官 筑後 康男

WEB 令和6年7月10日 14:30～

目次

1. 「外国人雇用状況」の届出状況の概要（産業別・在留資格別・国籍別）

- ・岩手労働局内の外国人雇用事業所数・外国人労働者数及び全国の状況との比較
- ・技能実習制度と特定技能制度の沿革（資料：出入国在留管理庁 ※）
- ・岩手労働局内の技能実習・特定技能の状況
- ・特定技能在留外国人数（資料：出入国在留管理庁 ※）

※ 厚生労働省が取りまとめた「外国人雇用状況届の届出状況」に基づいた資料ではありません。

2. 外国人労働者を雇用する事業主に求められる対応

- ・外国人雇用状況の届出制度
- ・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針

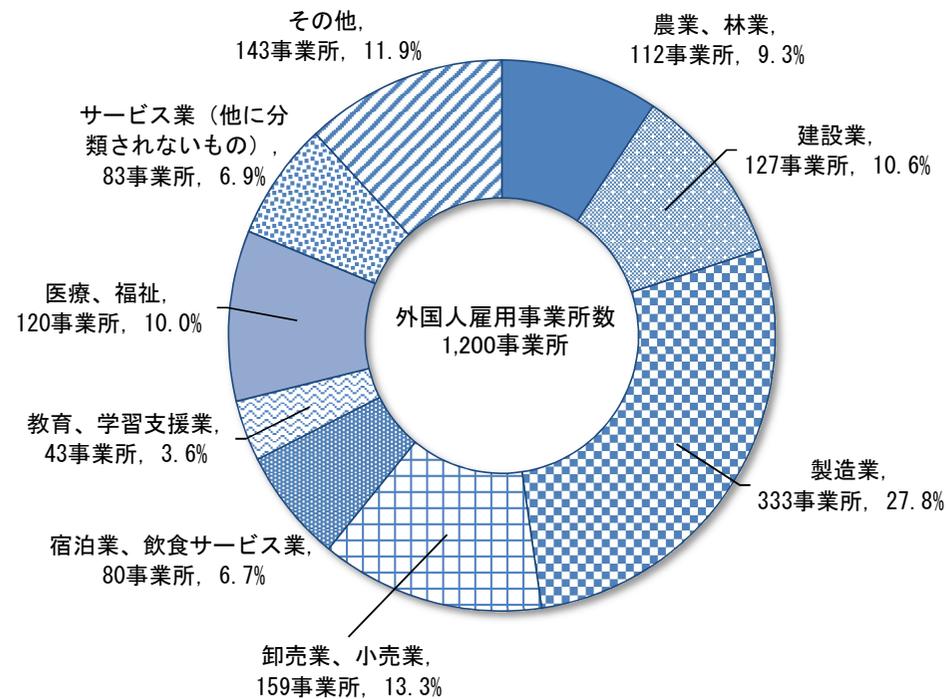
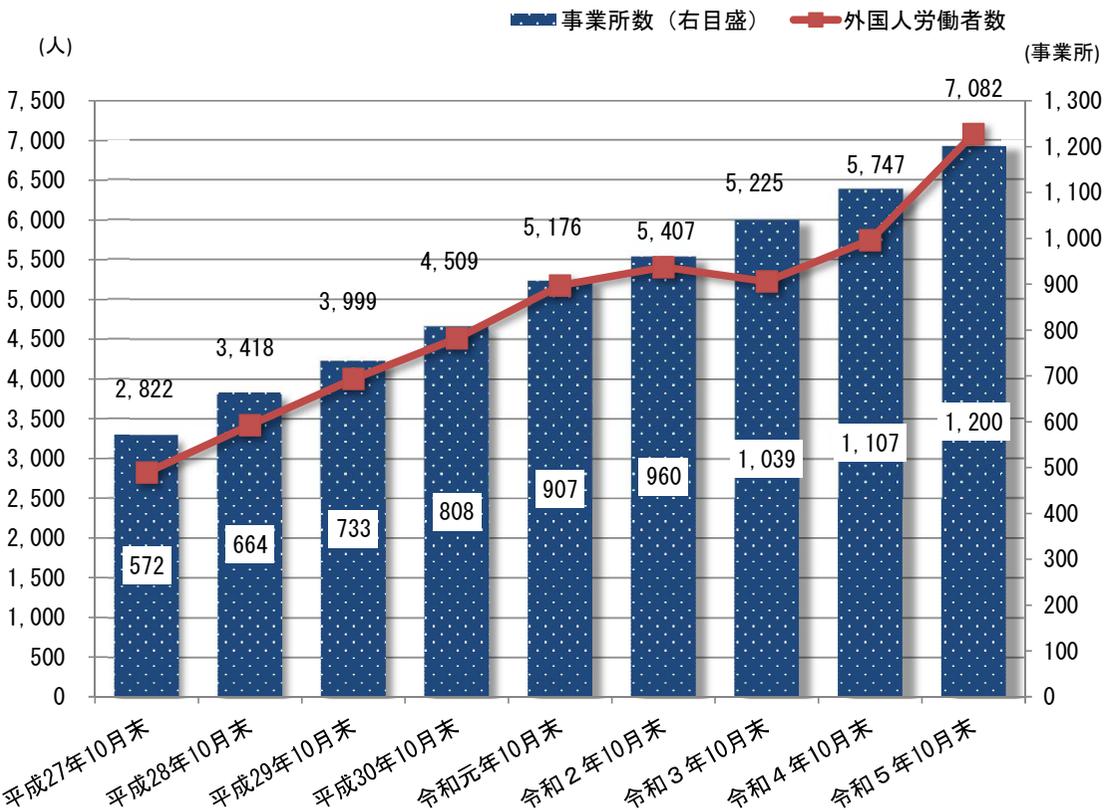
3. 外国人を雇用する事業主・人事労務担当者の方へ各種ご案内

- ・人事・労務支援ツール、人材確保等支援助成金、雇用実態調査

岩手労働局における「外国人雇用状況」の届出状況の概要

外国人雇用事業所数および外国人労働者数の推移

産業別外国人雇用事業所数と構成比 (令和5年10月末)



岩手で就労する外国人のカテゴリー（総数7,082人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

① 就労目的で在留が認められる者 1,784人

（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）

- 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

② 特定活動 298人

（経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキング・ホリデー等が含まれる）

- 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

③ 技能実習 3,341人

- 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。

④ 資格外活動（留学生のアルバイト等） 543人

- 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

⑤ 身分に基づき在留する者 1,116人

（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」（主に日系人）が含まれる）

- これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

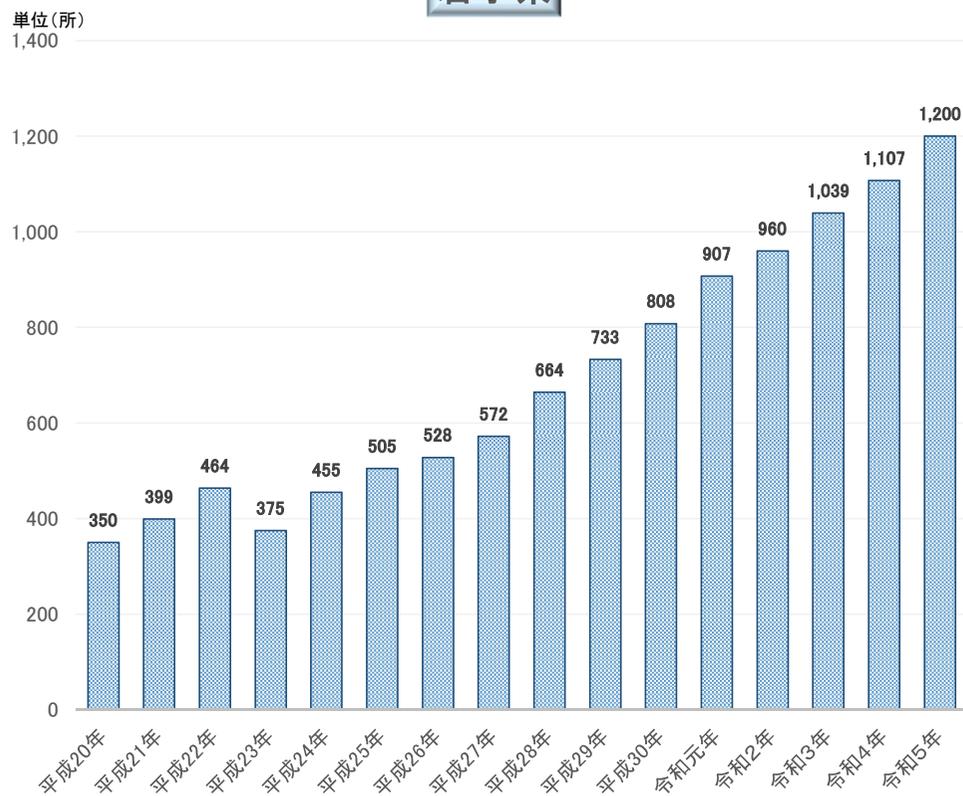
（注）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（令和4年4月26日閣議決定）

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和5年10月末時点）による。

「外国人雇用状況」の届出状況の概要(各年10月末現在)

外国人雇用事業所数の推移(岩手・全国)

岩手県



全国

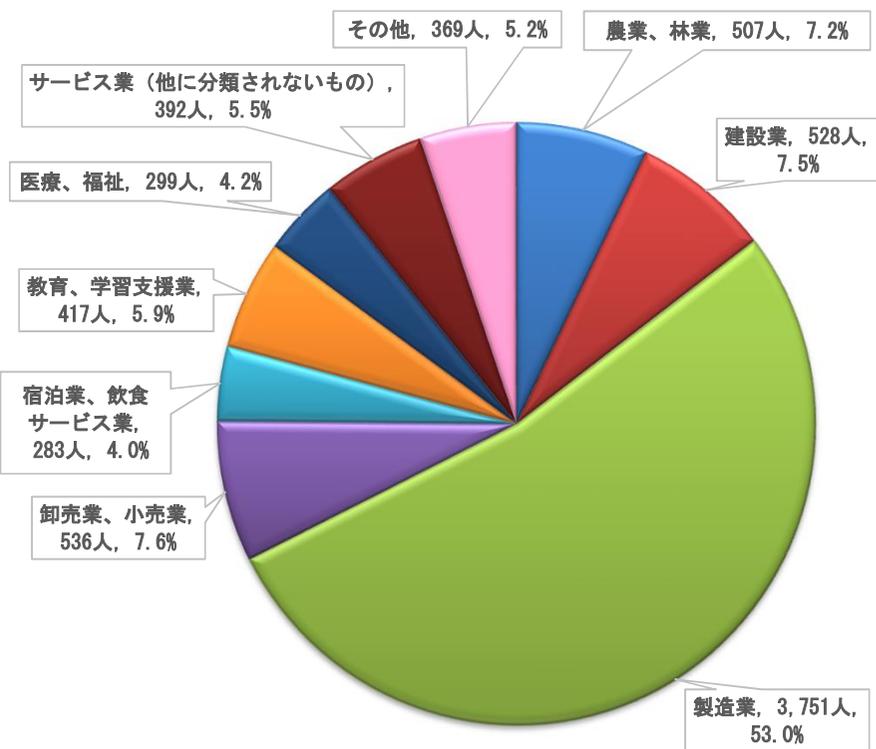


※各年10月末時点

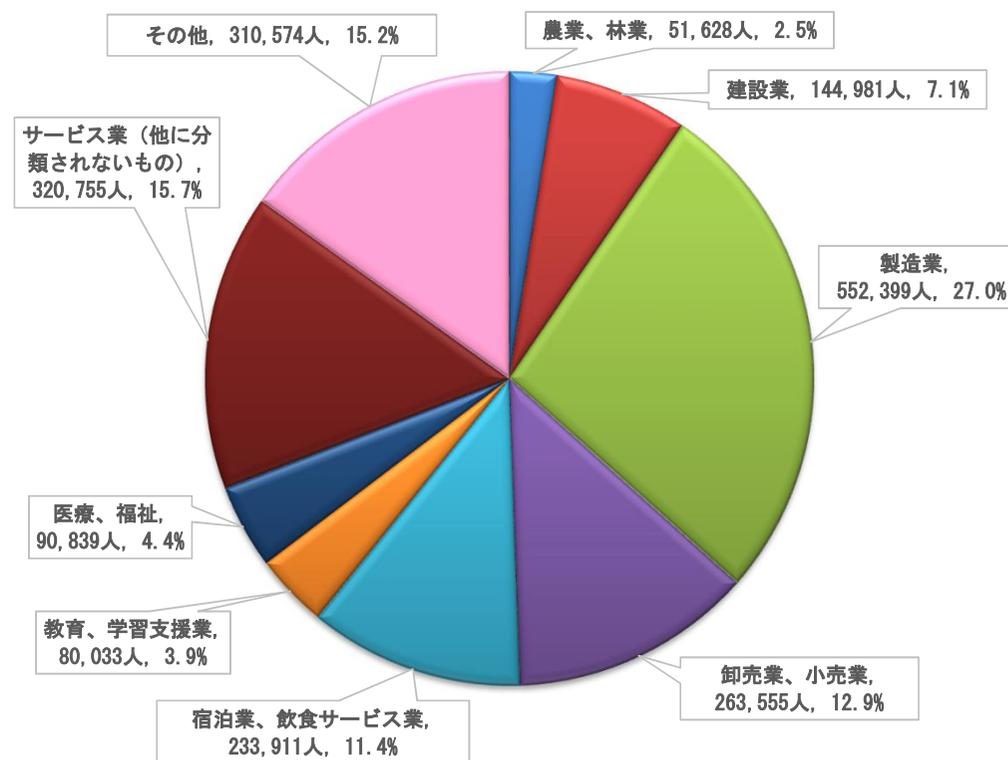
「外国人雇用状況」の届出状況の概要(令和5年10月末現在)

産業別外国人労働者数と構成比(岩手・全国)

岩手県 外国人労働者数 7,082人



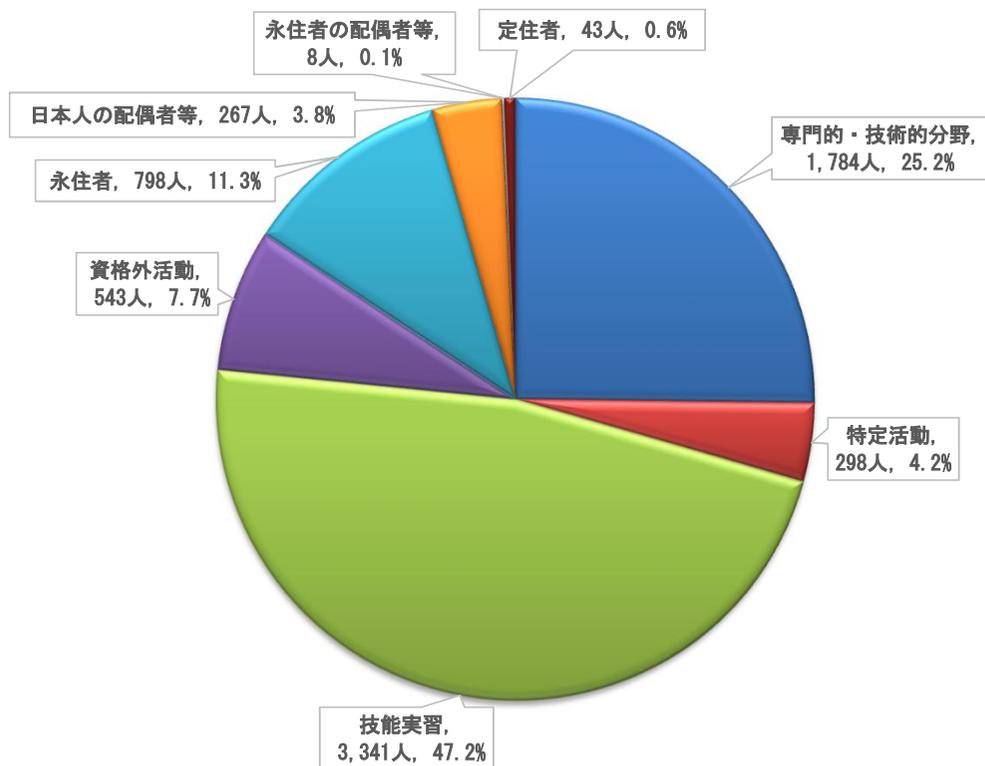
全国 外国人労働者数 2,048,675人



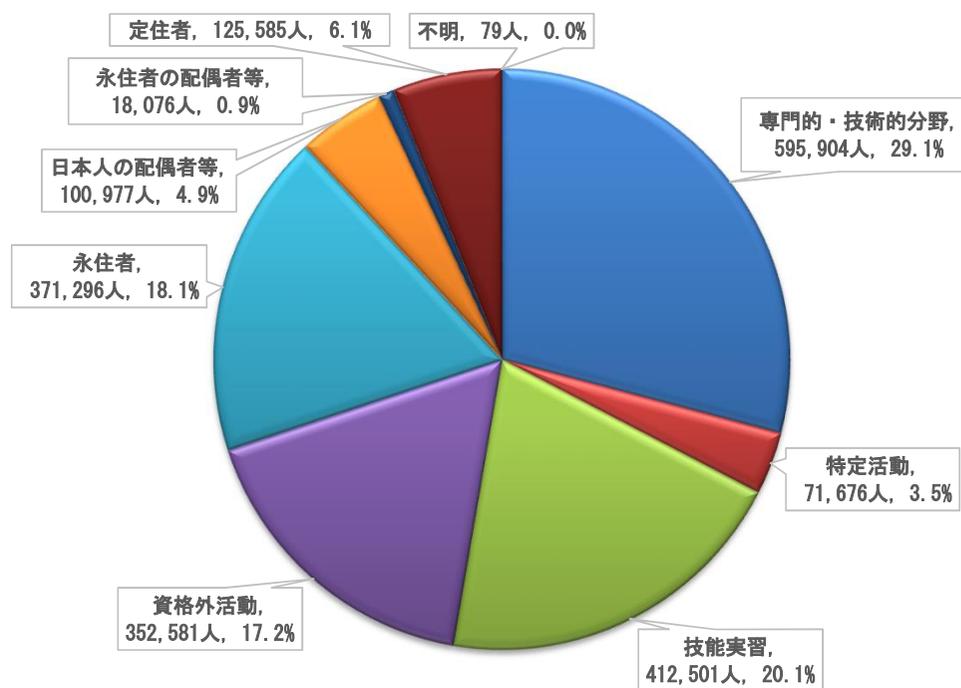
「外国人雇用状況」の届出状況の概要(令和5年10月末現在)

在留資格別外国人労働者数と構成比(岩手・全国)

岩手県 外国人労働者数 7,082人



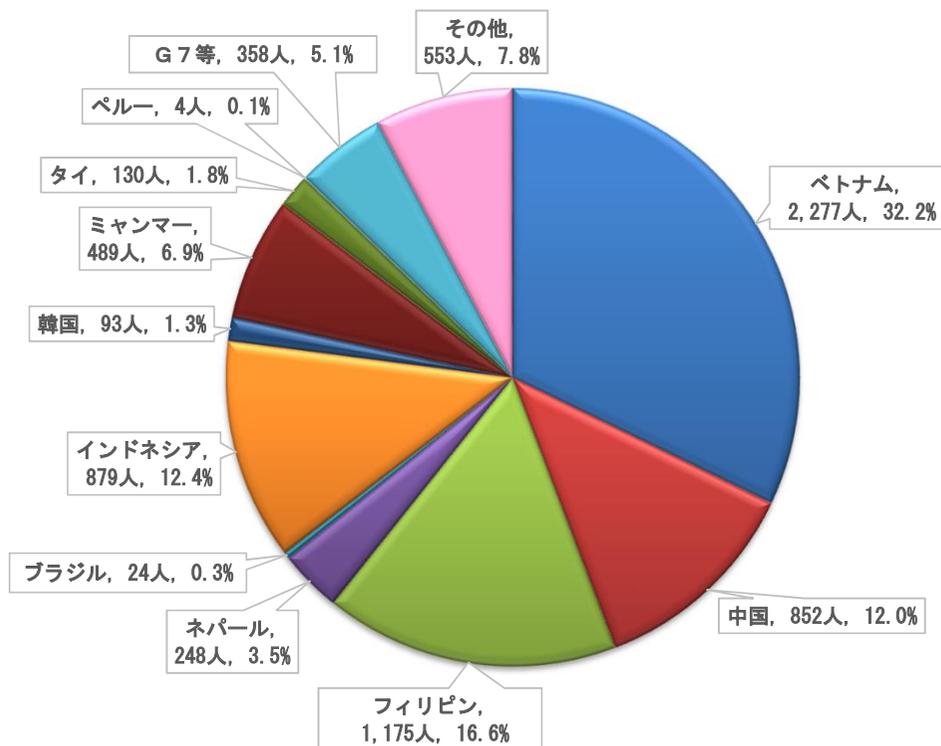
全国 外国人労働者数 2,048,675人



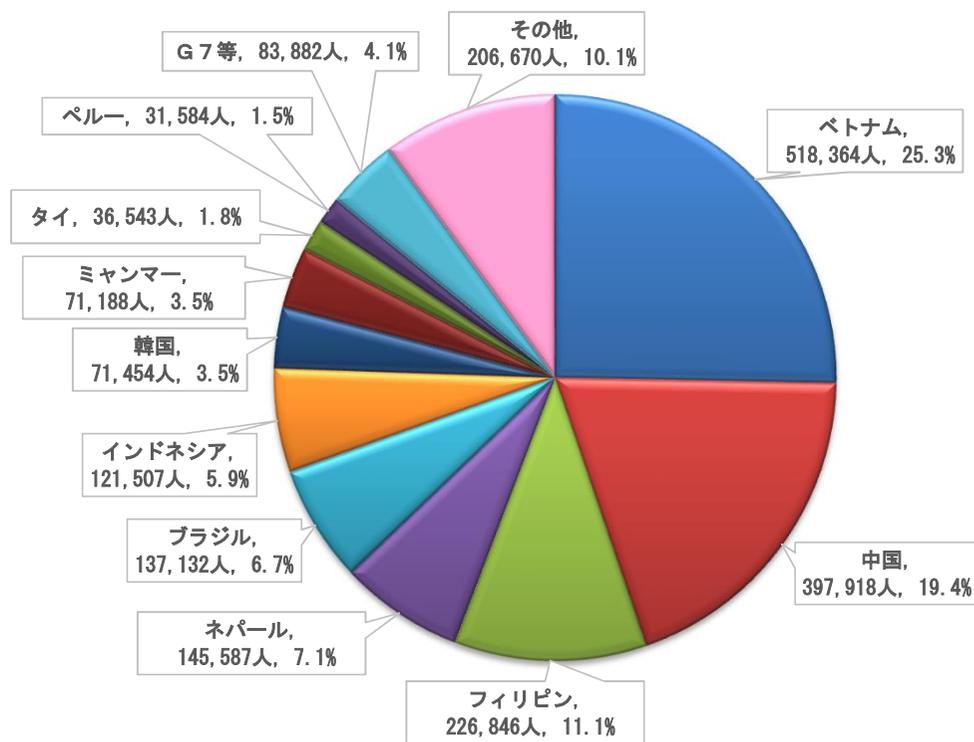
「外国人雇用状況」の届出状況の概要(令和5年10月末現在)

国籍別外国人労働者数と構成比(岩手・全国)

岩手県 外国人労働者数 7,082人



全国 外国人労働者数 2,048,675人

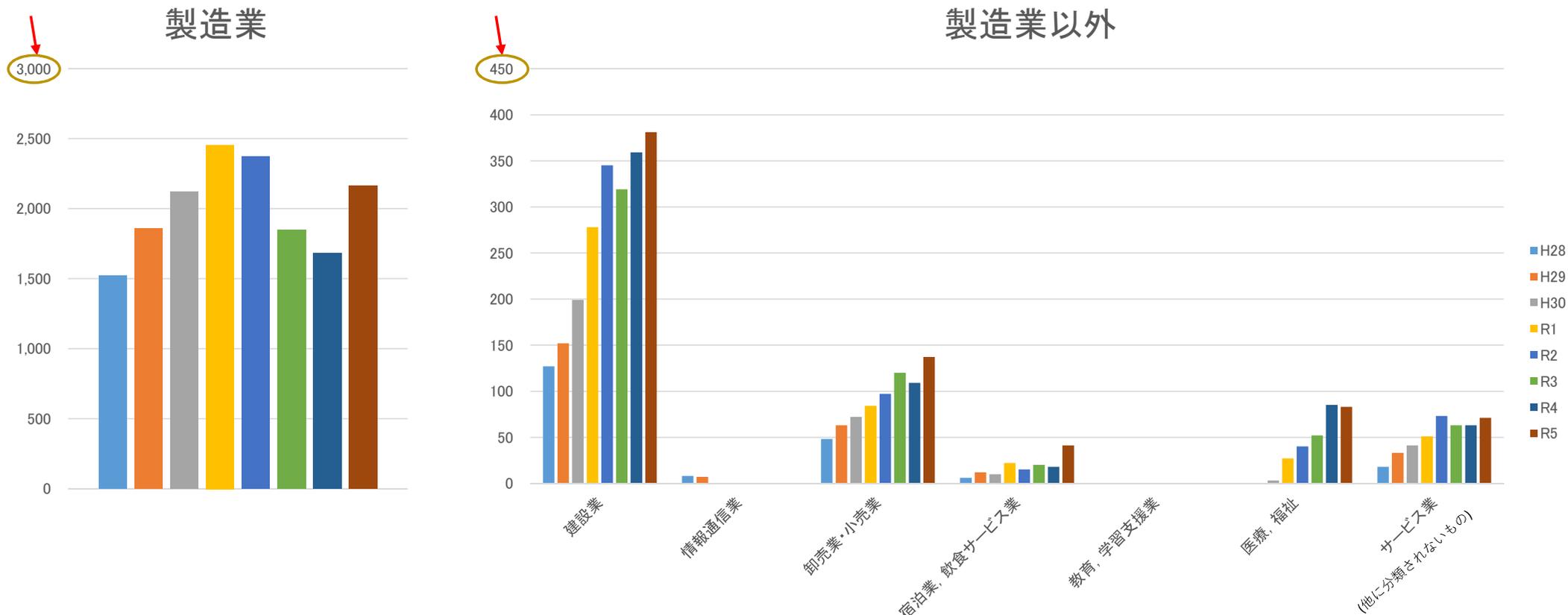


技能実習制度及び特定技能制度の沿革



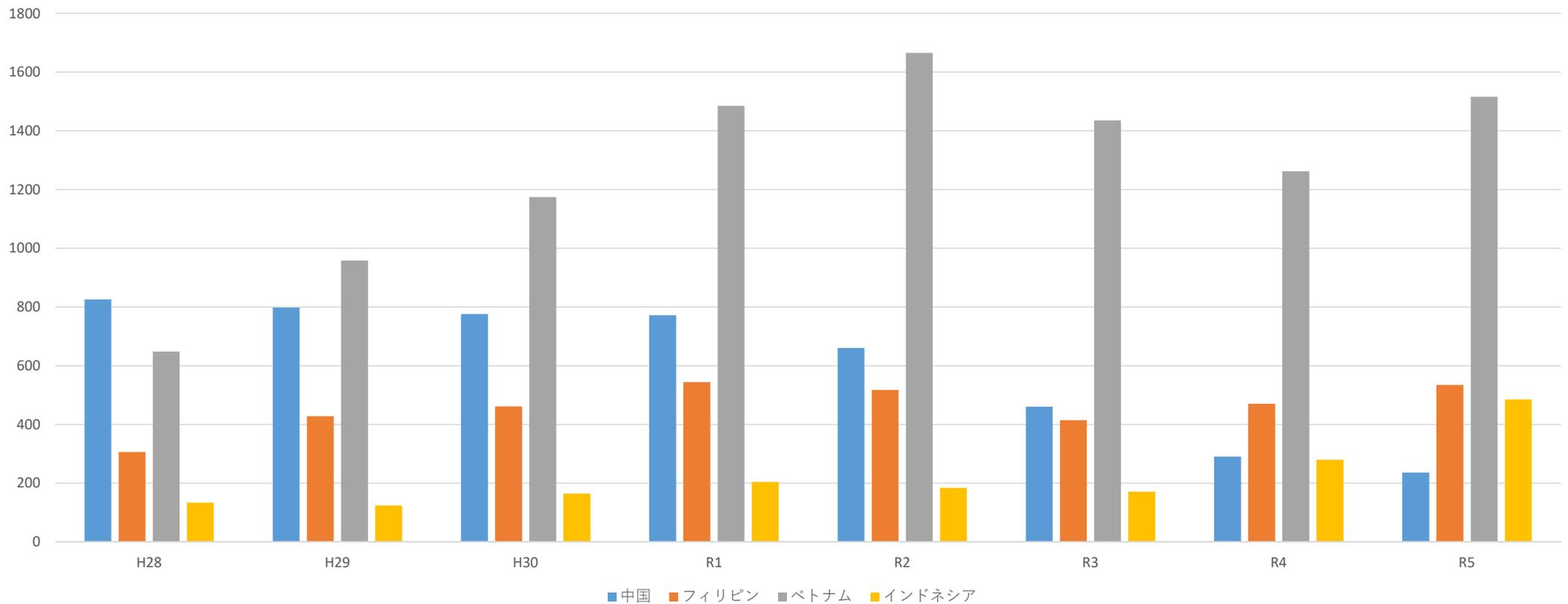
岩手労働局における「外国人雇用状況」の届出状況の概要 (各年10月末現在)

産業別・技能実習生数の推移



岩手労働局における「外国人雇用状況」の届出状況の概要 (各年10月末現在)

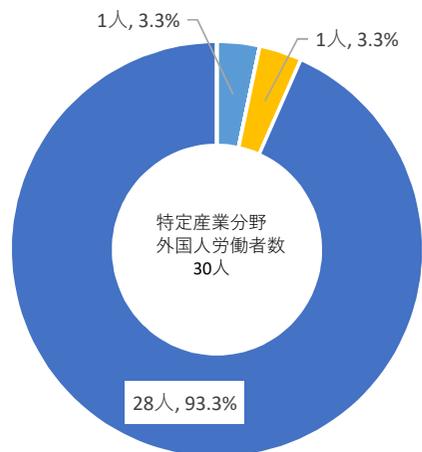
主な国籍別・技能実習生数の推移



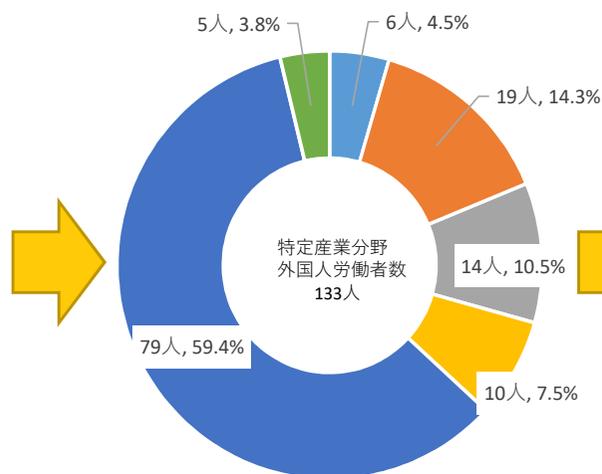
岩手労働局における「外国人雇用状況」の届出状況の概要 (各年10月末現在)

特定技能1号の人数と構成比

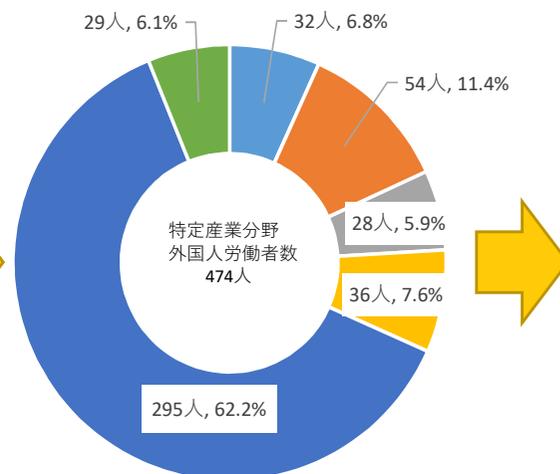
令和2年



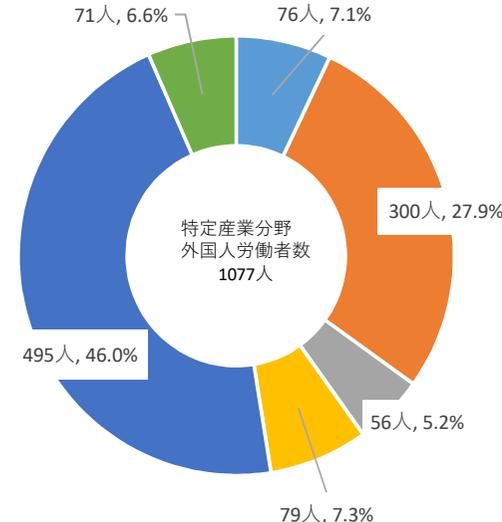
令和3年



令和4年



令和5年

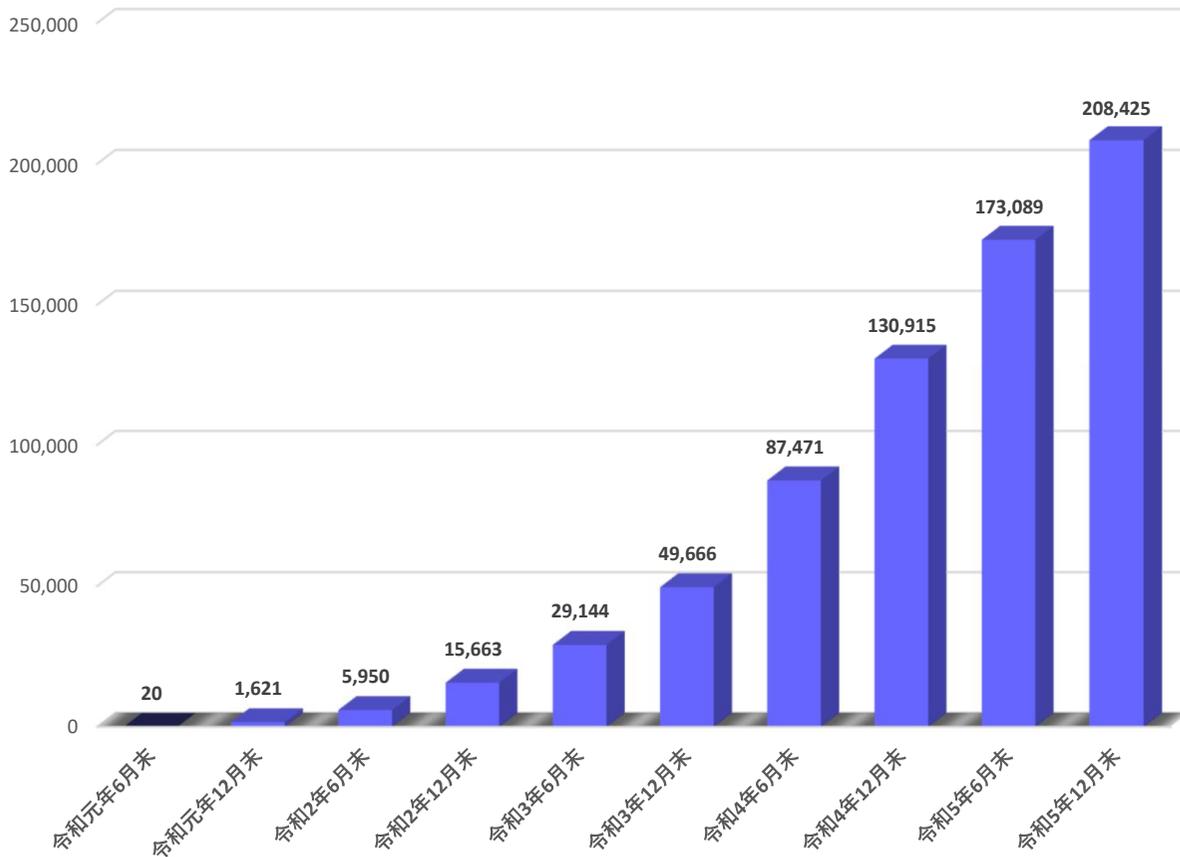


■ 介護 ■ 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 ■ 建設 ■ 農業 ■ 飲食料品製造業 ■ その他

特定技能在留外国人数(令和5年12月末現在)

出典: 出入国在留管理庁

特定技能1号在留外国人数 208,425人



分野	1号人数	2号人数
介護	28,400人	—
ビルクリーニング	3,520人	—
素形材・産業機械・ 電気電子情報関連製造業	40,069人	1人
建設	24,433人	30人
造船・船用工業	7,514人	6人
自動車整備	2,519人	—
航空	632人	—
宿泊	401人	—
農業	23,861人	—
漁業	2,669人	—
飲食料品製造業	61,095人	—
外食業	13,312人	—
総数	208,425人	37人

事業主に求められる対応

1. 外国人雇用状況の届出【法に基づく義務】

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条

2. 外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職援助

【法に基づく努力義務】

- 同法第7条
 - ⇒ 第8条により、第7条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な、いわゆる「**外国人雇用管理指針**」を定めるものとしている。

外国人雇用状況の届出制度

届出制度の概要

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）抜粋
（外国人雇用状況の届出等）第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（平成19年10月1日施行）

※届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となる。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない者で、特別永住者及び在留資格「外交」「公用」以外の者

●届出事項

- ①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無
⑧在留カード番号 ⑨雇入れ又は離職年月日 ⑩雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地など

届出情報の活用

- 届出に基づき、雇用管理の改善に向けた事業主への助言や指導、離職した外国人への再就職を支援
- 毎年10月末時点の「外国人雇用状況の届出状況」を集計して公表

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出はインターネットで登録できます

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ時と離職時に、在留資格などを、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単にできますので、ぜひご利用ください。

インターネットで届け出るメリット

- **24時間、365日いつでも届出できます！**
毎週日曜日22時～翌日（月曜日）8時の間は、システムメンテナンスのためサービスを停止します。
- **ハローワークへの来所は不要です！**
- **複数の外国人についてまとめて届出できます！**
- **届出情報をインターネットで確認・修正できます！**

ご利用方法 まずは「外国人雇用状況届出システム」へアクセス！

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

① インターネットで「外国人雇用状況届出システム」を検索する

② ハローワークインターネットサービス

外国人雇用状況届出システム

検索

(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)

- 「事業主の方」または「事業主の方へのサービスのご案内」 ↓このバーナーが目印です
- 事業主の方へのサービス「外国人雇用状況届出について」
- 申請等をご利用の方へ「外国人雇用状況届出」



外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、以下のページに掲載しています。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針

■外国人雇用管理指針とは

- ・外国人を雇用する事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだもの（平成19年策定）。
- ・公共職業安定所（ハローワーク）が外国人を雇用する事業所を訪問する際は、この指針に基づき、必要な助言・指導を行っている。

■平成31年4月の見直し

- ・外国人労働者が年々増加する中、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」^(※)において、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要との方針が示されたことや、近年の労働関係法令の改正の内容等を反映するため、改正を行った。

※ 平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（旧雇用対策法）

- 事業主は、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善を図るとともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めなければならない（第7条）。
- 厚生労働大臣は、前条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする（第8条）。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）の主な内容

■労働関係法令（※1）及び社会保険関係法令（※2）上の義務として遵守すべき事項

（※1）職業安定法、労働基準法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法 等 （※2）雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法等

■雇用管理の改善のために努めるべき事項（★は、平成31年4月の見直しにより新たに盛り込んだもの。）

労働条件 賃金、労働時間等主要な労働条件等について、母国語等、外国人が理解できる方法で明示・説明するよう努める。（★）

安全衛生 労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人が理解できる方法で行うよう努める。

保険適用 労働・社会保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について、外国人が理解できる用法により周知に努める。

人事管理 社内規程等の多言語化など、職場における円滑なコミュニケーションのための環境整備に努める。（★）

外国人労働者の苦情や相談を受け付ける窓口の設置など、生活上又は職業上の苦情・相談等に対応するよう努める。（★）

外国人労働者が一時帰国を希望する場合には、休暇の取得への配慮その他必要な援助を行うよう努める。（★）

■在留資格に応じて留意すべき事項（出入国管理及び難民認定法等による義務）

（例）特定技能外国人に関する必要な届出・支援の適正な実施、資格外活動許可を得た留学生の就労時間の原則週28時間以内の制限等

外国人労働者の人事・労務支援ツールを作成しました ～多言語による説明・文化ギャップの理解にお役立てください～

外国人の方からこんな質問や要望を受けることはありませんか？

- 最初に聞いた給料と振り込まれている金額が違うのは何で？
- なぜ、彼の方が先に昇給したの？
- 育児のために休暇を取りたいが、どうすれば？
- もっと働きたいのに、なぜ働いてはいけないの？
- ハラスメントを受けているかも知れません。どうすればいい？



- 8時が始業なので、8時ちょうどに会社に来れば良いと思います。
- 18時半になったので、帰ります。
- 年末年始の休暇はいらないので、代わりに2月に多く休ませてください。
- 健康診断を受けたくありません。
- 転勤をしたくありません。

私たちが「当然だ」と思っている日本の法制度や雇用慣行は外国人の方にとって馴染みのないものかも知れません。

- ✓ 私たちの文化や制度を外国人の方が知らないことは悪いことではありません。
- ✓ 外国人の方の悩みの背景を知り、働きやすい職場を一緒に作っていくことが大切です。
- ✓ そのためには、**母国語ややさしい日本語を使いながら、「なぜ職場のルールがそうなっているのか」という理由や背景も含めて説明し、理解を深めてもらうことが重要**です。

厚生労働省は、企業における人事・労務に関する多言語による説明やお困りごとの背景にある文化ギャップを埋めることに役立つ**3つの支援ツール**を作成しました！ぜひご活用ください。

【支援ツール】

- ① **外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集**
- ② **雇用管理に役立つ多言語用語集**
- ③ **モデル就業規則やさしい日本語版**



外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？ 人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内

趣旨

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した**就労環境の整備**を行い、**外国人労働者の職場定着**に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

雇用保険被保険者となる外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く）を雇用している事業主が対象です！

支給額

賃金要件（※）を満たした場合

支給対象経費の **2 / 3**
(上限額72万円)

要件（※）を満たしていない場合

支給対象経費の **1 / 2**
(上限額57万円)

※ 詳細はポータルサイトの雇用関係助成金で検索するか、二次元バーコードからアクセスください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

対象となる経費

以下の経費を「支給対象経費」とします。

- ① 通訳費
- ② 翻訳機器導入費（上限10万円）
- ③ 翻訳料
- ④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料（外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る）
- ⑤ 社内標識類の設置・改修費（多言語の標識類に限る）



具体的な取組（就労環境整備措置）

必須メニューAとBに加え、**選択メニューの①～③いずれか**を実施する必要があります。

A 雇用労務責任者の選任	雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、全ての外国人労働者と3か月ごとに1回以上の面談（テレビ電話による面談を含む）を行う。
B 就業規則等の社内規程の多言語化 ※	就業規則等の社内規程の全てを多言語化し、計画期間中に、雇用する全ての外国人労働者に周知する。
① 苦情・相談体制の整備	全ての外国人労働者の苦情または相談に応じるための体制を新たに定め、外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用するその他の言語により苦情・相談に応じる。
② 一時帰国のための休暇制度の整備	全ての外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇を取得させる。
③ 社内マニュアル・標識類等の多言語化 ※	社内マニュアルや標識類等を多言語化し、計画期間中に、それを使用する全ての外国人労働者に周知する。

※ 同一事業主の下で5年以上継続雇用されている外国人労働者については、当該外国人労働者が日本語の表記でも十分に理解でき、本人が多言語化を希望しない場合には、多言語化を不要とすることもできる。ただし、日本語での周知は必要。

主な支給要件

▶ 次の「**外国人労働者離職率**」と「**日本人労働者離職率**」に係る目標を達成する必要があります。

外国人労働者の離職率	計画期間の終了から1年経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が10%以下であること。ただし、外国人労働者数が2人以上10人以下の場合は、1年経過後の外国人労働者離職者数が1人以下であること。
日本人労働者の離職率	計画前1年間と比べて、計画期間の終了から1年経過するまでの期間の日本人労働者の離職率が上昇していないこと。

▶ **外国人雇用状況届出（労働施策総合推進法）**を適正に届け出ている必要があります。

お問い合わせ先

岩手労働局職業安定部職業対策課（助成金相談コーナー） TEL 019-606-3265

助成金の活用にあたり、このリーフレットに記載していない支給要件や取扱いがあります。

ご不明な点は厚生労働省ウェブページをご覧ください。岩手労働局職業安定部職業対策課（助成金相談コーナー）までお問い合わせください。

令和6年 外国人雇用実態調査を実施します。 調査期間：2024年10月1日～11月30日

調査目的

外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況、入職経路に関する事項等を調査するものです。外国人労働者の雇用実態等を明らかにし、外国人雇用に関する施策の基礎資料とするために、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施します。

調査対象

雇用保険被保険者5人以上で外国人労働者を1人以上雇用する事業所から無作為に選ばれた約1万事業所とその事業所に雇用される外国人常用労働者、日本人常用労働者（1事業所あたりそれぞれ最大10人）が対象となります。

調査方法

9月下旬に調査票を送付いたします。

11月末日までにご回答をお願いします。

調査で得た情報は、統計を作成するためだけに使用します。

統計以外の目的（税金の徴収や、労働局の指導など）で使われることはありません。

主な調査事項

事業所調査

- ▶ 事業所の属性情報
事業内容、在留資格別常用労働者数など
- ▶ 雇用する労働者の属性情報、雇用状況
年齢、最終学歴、在留資格、雇用形態、就業形態、勤続年数、役職、職種、労働日数、労働時間、賃金など

労働者調査

- ▶ 労働者の属性情報
職種、在留資格、出生地、学歴、母語、日本語能力など
- ▶ 労働者の入職経路
入職前居住地、入職経路、入国までに要した費用・期間など

お問い合わせ先

外国人雇用実態調査事務局（受託業者：株式会社エイジェック）
〒330-0854 埼玉県さいたま市桜木町1-7-5ソニックシティビル17階
（電話番号）：0120-975-568
電話受付時間：9:00～18:00（土日祝日・年末年始除く）